

議案第 4 1 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中「別表第 1 8」を「別表第 1 9」に改める。

別表第 1 5 の 1 の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」の次に「（新築住宅）」を、「長期優良住宅建築等計画の認定」の次に「（新築住宅）」を加え、同項備考 1 中「備考 2」を「以下この表」に、「2 の項備考」を「以下この表」に改め、同項備考 3 中「別表第 1 3」を「別表第 1 4」に改め、同表の 2 の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」の次に「（新築住宅）」を、「長期優良住宅建築等計画の変更認定」の次に「（新築住宅）」を、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」の次に「（新築住宅）」を加え、同項備考 2 中「別表第 1 3」を「別表第 1 4」に改め、同表に次のように加える。

3	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（既存住宅）	法第 5 条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（既存住宅）	ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。） 1 件につき 7 3, 0 0 0 円 イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1 件につき 床面積の合計 1 0 0 平方メートル以下のもの
---	--------------------------	-----------------------------------	--

			<p style="text-align: right;">73,000円</p> <p>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p> <p style="text-align: right;">171,000円</p> <p>500平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">273,000円</p>
		<p>備考</p> <p>1 「登録住宅性能評価機関」が作成した当該申請に係る「適合証」の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 64,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 153,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの 241,000円</p> <p>2 法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>3 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	
4	長期優良住宅建築等計	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建	ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの

画変更認定 申請手数料 (既存住 宅)	築等計画の変更認定 (既存住宅)	1 件につき 1 の項の備考 3 及び 4 の規定を適用 しないものとして計算した場合におけ る長期優良住宅建築等計画認定申請手 数料 (既存住宅) の金額の 2 分の 1 を乗 じて得た額 イ 住宅の構造及び設備に変更が生じ ないもの 1 件につき 1 戸 10,000 円 2 戸以上 5 戸以下のもの 18,000 円 6 戸以上 10 戸以下のもの 29,000 円
備考 1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適 合証が添付されている場合の手数料の金額は、次の各号に 掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額 を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 1 戸 5,000 円 (2) 2 戸以上 5 戸以下のもの 9,000 円 (3) 6 戸以上 10 戸以下のもの 13,000 円 2 法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規 定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第 1 4 の 1 の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当 する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。 3 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (既存住宅) に 関する部分の備考 3 は、この場合に準用する。		

別表第 1 6 の 1 の項備考 4 中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第18を別表第19とし、別表第17の次に次の1表を加える。

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。

以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第30条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1件につき ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第8条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下この表において「モデル建物法基準」という。）に適合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上 500平方メートル未満のもの 170,000円 イ 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（省令第8条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準（以下この表において「標準入力法等基準」という。）に適合するもの。）

		<p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上 500平方メートル未満のもの 300,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅 床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上 のもの 43,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について又は複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分について又は複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める</p>		

額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項の登録建築物調査機関（以下この表において「登録建築物調査機関」という。）の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）の登録を受けているものが作成した、法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「住宅誘導基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に

		<p>定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>6 エに係る申請書（1の場合に係るものを含む。）に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>7 2の場合に係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「複合誘導基準適合証」という。）の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。</p> <p>8 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>	
2	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	<p>1件につき</p> <p>ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（モデル建物法基準に適合するもの。）床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 50,000円</p> <p>300平方メートル以上</p>

		<p>500平方メートル未満のもの 86,000円</p> <p>イ 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（標準入力法等基準に適合するもの。） 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>300平方メートル以上 500平方メートル未満のもの 151,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅 床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>200平方メートル以上 のもの 23,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 119,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 135,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について又は複合建築物の建築</p>		

物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分について又は複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 72,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 137,000円

5 ウに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 20,000円

6 エに係る申請書（1の場合に係るものを含む。）に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額か

		<p>ら減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 114,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円</p> <p>7 2の場合に係る申請書に、複合誘導基準適合証の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。</p> <p>8 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
3	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	<p>法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定</p> <p>1件につき</p> <p>ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するもの。）</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 170,000円</p> <p>イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合するもの。）</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 300,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅</p>

		<p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 43,000円</p> <p>エ 共同住宅等</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの</p> <p>237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの</p> <p>269,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 アに係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この表において「非住宅基準適合証」という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円</p> <p>3 イに係る申請書に、非住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p>		

- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

4 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「住宅基準適合証」という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

5 エに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 4戸以下のもの 227,000円
- (2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

6 1の場合に係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類又は市長が別に定める書類の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ2、3及び5に準ずる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第41号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(手数料の名称等)</p> <p>第2条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第1から別表第3まで、別表第5、別表第7及び別表第8並びに別表第10から<u>別表第19</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手数料は、別表第1から別表第3まで、別表第5、別表第7及び別表第8並びに別表第10から<u>別表第19</u>までに定めがあるもののほか、1申請又は1請求を1件としてこれを徴収する。</p> <p>別表第15 (第2条関係)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)に関する事務</p>	<p>(手数料の名称等)</p> <p>第2条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第1から別表第3まで、別表第5、別表第7及び別表第8並びに別表第10から<u>別表第18</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手数料は、別表第1から別表第3まで、別表第5、別表第7及び別表第8並びに別表第10から<u>別表第18</u>までに定めがあるもののほか、1申請又は1請求を1件としてこれを徴収する。</p> <p>別表第15 (第2条関係)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。)に関する事務</p>

	名称	事務	金額
1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(新築住宅)	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定(新築住宅)	<p>ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)</p> <p>1件につき 48,000円</p> <p>イ 一戸建ての建築物以外の建築物</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>100平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 114,000円</p> <p>500平方メートルを超えるもの 183,000円</p>
		備考	
		1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているもの(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条1項各号(第3号を除く。)	

	名称	事務	金額
1	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	<p>ア 一戸建ての建築物(専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)</p> <p>1件につき 48,000円</p> <p>イ 一戸建ての建築物以外の建築物</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>100平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 114,000円</p> <p>500平方メートルを超えるもの 183,000円</p>
		備考	
		1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているもの(備考2において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条1項各号(第3号を除く。)に	

	<p>に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 42,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 102,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの 161,000円</p> <p>2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対</p>		<p>掲げる基準に適合していることを証する書類（2の項備考において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては42,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 42,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 102,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの 161,000円</p> <p>2 登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5に示される1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2以上（ただし、限界耐力計算による場合を除く。）、3-1劣化対策等級（構造躯体等）の等級3、4-1維持管理対</p>
--	--	--	---

	<p>策等級（専用配管）の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 33,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 57,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの 92,000円</p> <p>3 法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の</p>		<p>策等級（専用配管）の等級3、5-1断熱等性能等級の等級4を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては、併せて、4-2維持管理対策等級（共用配管）の等級3、4-3更新対策（共用排水管）の等級3、4-4更新対策（住戸専用部）に定められた躯体天井高2,650ミリメートル以上、9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3以上の性能を有することを証する書類の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては33,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 33,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 57,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの 92,000円</p> <p>3 法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の</p>
--	---	--	---

		<p>1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>4 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>				<p>1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>4 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	
2	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (新築住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(新築住宅)	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(新築住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 7,000円 2戸以上5戸以下のもの</p>	2	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の金額の2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 7,000円 2戸以上5戸以下のもの</p>

		12,000円 6戸以上10戸以下のもの 19,000円
	備考	
	1	住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されている場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 1戸 4,000円 (2) 2戸以上5戸以下のもの 6,000円 (3) 6戸以上10戸以下のもの 8,000円
	2	法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。
	3	1の項の備考4は、この場合に準用する。

		12,000円 6戸以上10戸以下のもの 19,000円
	備考	
	1	住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されている場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1) 1戸 4,000円 (2) 2戸以上5戸以下のもの 6,000円 (3) 6戸以上10戸以下のもの 8,000円
	2	法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。
	3	1の項の備考4は、この場合に準用する。

3	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（既存住宅）</u>	<u>法第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（既存住宅）</u>	<u>ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）</u> <u>1件につき 73,000円</u> <u>イ 一戸建ての建築物以外の建築物</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>100平方メートル以下のもの 73,000円</u> <u>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 171,000円</u> <u>500平方メートルを超えるもの 273,000円</u>
<u>備考</u> <u>1 「登録住宅性能評価機関」が作成した当該申請に係る「適合証」の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次の</u>			

各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100平方メートル以下のもの
64,000円

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの
153,000円

(3) 500平方メートルを超えるもの
241,000円

2 法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

4	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u> <u>(既存住宅)</u>	<u>法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(既存工事)</u>	<p>ア <u>住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</u> <u>1件につき</u> <u>1の項の備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存工事)の金額の2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</u> <u>1件につき</u> <u>1戸 10,000円</u> <u>2戸以上5戸以下のもの</u> <u>18,000円</u> <u>6戸以上10戸以下のもの</u> <u>29,000円</u></p> <p><u>備考</u> <u>1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されている場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</u> <u>(1) 1戸 5,000円</u></p>
---	--	--	---

	<p>(2) <u>2戸以上5戸以下のもの</u> 9,000円</p> <p>(3) <u>6戸以上10戸以下のもの</u> 13,000円</p> <p>2 <u>法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</u></p> <p>3 <u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（既存住宅）に関する部分の備考3は、この場合に準用する。</u></p>
--	---

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	(略)	(略)	(略)
		備考 1～3 (略)	
		4 アに係る申請書に、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条	

別表第16（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	(略)	(略)	(略)
		備考 1～3 (略)	
		4 アに係る申請書に、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第	

		第1項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。)が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この備考において「適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、42,000円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 5～8 (略)
(略)	(略)	(略)

		1項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。)が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この備考において「適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、42,000円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 5～8 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第18 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物	法第30条	1件につき
	エネルギー消費性能	の規定に基づく建築物エネルギー	ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

<p>向上計 画認定 申請手 数料</p>	<p>消費性能向 上計画の認 定</p>	<p>(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「モデル建物法基準」という。)に適合するもの。)</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 170,000円</p> <p>イ 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下この表において「標準入力法等基準」という。)に適合するもの。)</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 300,000円</p>
-----------------------------------	------------------------------	---

ウ	一戸建ての住宅
	床面積の合計
	200平方メートル未満のもの
	39,000円
	200平方メートル以上のもの
	43,000円
エ	共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分
	申請に係る戸数
	4戸以下のもの
	237,000円
	5戸以上15戸以下のもの
	269,000円

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。
- 2 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について又は複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分について又は複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に

応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数
に応じてエに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、エネルギーの使用の合理
化等に関する法律第76条第1項の登録建築物
調査機関（以下この表において「登録建築物調
査機関」という。）の登録を受けているものが
作成した当該申請に係る法第30条第1項各号
（法第31条第2項において準用する場合を含
む。）に掲げる基準に適合していることを証する
書類（以下この表において「非住宅誘導基準適合
証」という。）の添付がある場合の手数料の金額
は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から
減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メー
トル未満のもの

143,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の
添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる
床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め
る額を前記の手数料の金額から減じた金額とす
る。

(1) 300平方メートル未満のもの

163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

5 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）の登録を受けているものが作成した、法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この表において「住宅誘導基準適合証」という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書（1の場合に係るものを含む。）に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

7 2の場合に係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下の表において「複合誘導基準適合証」という。)の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。

8 法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

2	建築物	法第31条	1件につき
	エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(モデル建物法基準に適合するもの。)床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>50,000円</u>

請手数
料

300平方メートル以上500
平方メートル未満のもの

86,000円

イ 非住宅建築物又は複合建築物の
うち非住宅部分（標準入力法等基
準に適合するもの。）

床面積の合計

300平方メートル未満のもの

87,000円

300平方メートル以上500
平方メートル未満のもの

151,000円

ウ 一戸建ての住宅

床面積の合計

200平方メートル未満のもの

21,000円

200平方メートル以上のもの

23,000円

エ 共同住宅等又は複合建築物のう

ち住戸の部分

申請に係る戸数

4戸以下のもの

119,000円

5戸以上15戸以下のもの

135,000円

備考

1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じエに定める額とする。

2 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について又は複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分について又は複合建築物の住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

45,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの

72,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる

床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの

137,000円

5 ウに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

20,000円

6 エに係る申請書（1の場合に係るものを含む。）に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの

114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

125,000円

		<p>7 <u>2の場合に係る申請書に、複合誘導基準適合証の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ3、4及び6に準ずる。</u></p> <p>8 <u>法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</u></p>
3	建築物 エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	<p>法第36条 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定</p> <p>1件につき</p> <p>ア <u>非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するもの。）</u> 床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>98,000円</u> <u>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの</u> <u>170,000円</u></p> <p>イ <u>非住宅建築物（省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合するもの。）</u> 床面積の合計 <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>173,000円</u></p>

	<u>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの</u> <u>300,000円</u>
ウ	<u>一戸建ての住宅</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>39,000円</u> <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>43,000円</u>
エ	<u>共同住宅等</u> <u>申請に係る戸数</u> <u>4戸以下のもの</u> <u>237,000円</u> <u>5戸以上15戸以下のもの</u> <u>269,000円</u>
備考	
1 <u>複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、非住宅部分の基準及び床面積に応じてア又はイに定める額と住戸の部分の戸数に応じてエに定める額を合算した額とする。</u>	
2 <u>アに係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この表において「非住宅基準適合証」という。)又は市長が別に定める書</u>	

類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの

143,000円

3 イに係る申請書に、非住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの

273,000円

4 ウに係る申請書に、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「住宅基準適合証」という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数

料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

38,000円

5 エに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

249,000円

6 1の場合に係る申請書に、登録建築物調査機関の登録を受けているものかつ登録住宅性能評価機関の登録を受けているものが作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類又は市長が別に定める書類の添付がある場合のア、イ及びエの手数料の金額は、それぞれの区分に応じ2、3及び5に準ずる。

別表第19 (略)

別表第18 (略)